

職業安定分科会雇用保険部会(第 87 回)	資料6
平成25年5月23日	

雇用保険部会報告書

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会では、平成２３年９月２８日以降、平成２３年１２月２０日まで、雇用保険制度の見直しについて検討を行ってきたところであるが、今般、その結果を別紙のとおり取りまとめたので報告する。

平成２４年１月６日

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会

部 会 長 清 家 篤

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 大 橋 勇 雄 殿

雇用保険部会報告

第1 雇用保険制度の現状等

- 平成20年度後半以降の雇用失業情勢の急激な悪化は、とりわけ非正規労働者の雇用の安定に大きな影響を与えてきた。

そのため、雇用保険制度についても、平成21年から平成23年にかけて毎年見直しを行い、個別延長給付の創設、非正規労働者に対する適用範囲の拡大、賃金日額の引上げ等の措置を講じてきた。

また、厳しい経済・雇用状況の中で、雇用調整助成金の大幅な支出増にも対応できるよう、平成22年度と平成23年度については、失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を講じてきた。

- 現下の雇用失業情勢に目を転じると、足元では完全失業率は4%台、有効求人倍率は0.6倍台で推移するなど、一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような状況の下、雇用保険の財政収支については、失業等給付に関しては比較的安定的に運営されているものの、雇用保険二事業に関しては雇用調整助成金の大幅な支出増により極めて厳しい状況にある。

第2 雇用保険制度の見直しの方向

1 平成21年度から実施している暫定措置について

- 非正規労働者に対するセーフティネット機能を強化するため、平成21年度から平成23年度末までの3年間の暫定措置として、以下の施策を講じている。
- ・ 個別延長給付の創設
 - ・ 雇止めにより離職した有期契約労働者等の給付日数の充実
 - ・ 常用就職支度手当の支給対象に「40歳未満の者」を追加
 - ・ 受講手当の額の引上げ（日額500円→700円）

○ これらの暫定措置は、平成２３年度末でその期限を迎えるが、足元の雇用失業情勢は一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況にあること、また、急激な円高の進行・高止まりや海外経済を取り巻く不透明感等が日本経済・雇用に悪影響を与えるおそれもあるため、基本的には、これらの措置を２年間（平成２６年３月３１日まで）延長すべきである。

○ ただし、個別延長給付の延長に当たっては、重点的な再就職支援が真に必要な者に限りその対象とするなど、運用上の見直しを行うべきである。

また、受講手当の額の引上げについては、当初予定どおり平成２３年度末をもって終了するとともに、教科書代等の補助という趣旨にかんがみ、支給額の在り方を見直すべきである。

２ 高年齢雇用継続給付について

○ 高年齢雇用継続給付については、平成１９年１月９日の雇用保険部会報告において、「原則として平成２４年度までの措置」とすべきとされたが、平成２１年１２月２８日の雇用保険部会報告においては、「６０歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成２５年度以降のあり方をあらためて検討すべき」とされた。

○ 高年齢雇用継続給付については、制度の存在意義を問う意見がある一方で、制度の拡充等を図るべきという意見もある。

高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の義務年齢が平成２５年度に６５歳まで引き上げられるが、高年齢雇用継続給付は、実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしているのが現状である。

○ こうした現状を踏まえ、雇用と年金の接続に資する観点も考慮し、高年齢雇用継続給付は当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について改めて再検証すべきである。

３ 財政運営について

（１）失業等給付の財政運営について

① 失業等給付に係る国庫負担について

○ 失業等給付に係る国庫負担は、平成１９年度から暫定措置として法律の本則（１／４）の５５％（１３．７５％）とされている。

○ 雇用保険の保険事故である失業は、政府の経済対策・雇用対策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきであるから、求職者支援制度に係る財源を含め、雇用保険法附則第１５条の「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」との規定に基づく措置を講ずるべきである。

② 平成２４年度の失業等給付に係る雇用保険料率について

○ 基本となる失業等給付に係る雇用保険料率は、平成２３年の法律改正により、平成２４年度以降１４／１０００に引き下げられている。

○ 平成２４年度の失業等給付に係る雇用保険料率については、現下の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあるものの、失業等給付の収支の見通しや積立金の状況を勘案し、弾力条項に基づく下限の１０／１０００に引き下げるべきである。

（２）雇用保険二事業の安定的な運営について

○ 雇用保険二事業については、平成２２年度及び２３年度の２年間に限り、雇用調整助成金の支出に要する場合に用途を限定して、失業等給付の積立金からの借入を可能にする暫定措置を実施している。雇用安定資金残高は、平成２２年度の決算後で３，８９５億円であったが、平成２３年度末（３次補正予算後）では１，６０２億円、平成２４年度末（概算要求ベース）では２０１億円と見込まれている。また、平成２２年度末時点での失業等給付の積立金からの借入金の残高は３７０億円となっている。

○ 雇用保険二事業の多くを占める雇用調整助成金については、平成２０年度後半以降の雇用失業情勢の急激な悪化や東日本大震災等に対応して、支給要件の緩和や助成率の引上げ等を行ってきたが、今後は、経済・雇用情勢を慎重に判断しながら、原則として、平成２０年度後半以前の状態に段階的に戻していくことを目指すべきである。

- また、雇用保険二事業については、PDCAサイクルによる目標管理の徹底に努めてきたところであるが、現在の雇用安定資金残高や失業等給付の積立金から借り入れている現状も踏まえれば、今後、更なる効率化・重点化により不要不急な事業の廃止を行う等、これまで以上に厳しい見直しを徹底する必要がある。

これらの取組を通じて、雇用保険二事業の財政の健全化及び借入金の速やかな返済を図るべきである。

- 上記の取組を前提とした上で、現下の雇用失業情勢が依然として厳しく、円高の影響等による雇用失業情勢の悪化懸念が依然残っている状況も勘案し、雇用調整助成金の支出が急激に増大した場合に備えたやむを得ない措置として、借入に係る暫定措置については、2年間（平成24年度及び25年度）に限り延長すべきである。

4 その他

（1）基本手当の水準（給付率、給付日数）について

- 基本手当の水準（給付率、給付日数）については、現在の積立金残高や失業等給付の収支状況を考慮し、雇用のセーフティネットを拡充する観点から、雇用保険料率の引下げと併せて給付面での充実を図るべきとの意見がある。一方で、近年の制度改正により被保険者範囲が拡大されたこと等による雇用保険財政への影響や、依然として厳しい雇用失業情勢、急激な円高の進行・高止まりや海外経済を取り巻く不透明感等を考慮し、その在り方を慎重に考えていくべきとの意見がある。このような状況を踏まえ、引き続き、今後の在り方について検討すべきである。

（2）マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付について

- マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。